

県教育庁組織規則の一部改正について

1 改正の理由

- (1) 令和7年4月1日付け教育委員会事務局組織改正を行うにあたり、必要な改正を行う。
- (2) 令和6年4月1日付け教育委員会事務局組織改正に伴い本規則の改正を行った際、改正漏れにより条ずれが生じたため。
- (3) 宮崎県プール、宮崎県山之口陸上競技場及び宮崎県山之口投てき練習場（以下「県プール等」という。）について、令和7年4月に供用を開始することから、県プール等に関する事務を規定する必要があるため。

2 改正の内容

- (1) 「人権同和教育課」を「人権同和・生徒指導課」に課名変更する。
- (2) 財務福利課育英資金室の分掌事務について条ずれが生じている箇所を修正する。
- (3) スポーツ振興課の分掌事務及びスポーツ指導センターの所掌事務に、県プール等に関する事務を加える。

3 施行期日

令和7年4月1日

ただし、県プール等を供用するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

[illegible]

宮崎県教育委員会教育長 黒木 淳一郎

[illegible]

県教育庁組織規則の一部を改正する規則

県教育庁組織規則（昭和50年宮崎県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(課の設置)	(課の設置)
第1条 県教育庁に、次の課を置く。	第1条 県教育庁に、次の課を置く。
〔略〕	〔略〕
人権同和教育課	人権同和・生徒指導課
(財務福利課の分掌事務)	(財務福利課の分掌事務)
第3条 〔略〕	第3条 〔略〕
2 育英資金室においては、 <u>前項第7号</u> に掲げる事務を分掌する。	2 育英資金室においては、 <u>前項第6号</u> に掲げる事務を分掌する。
(スポーツ振興課の分掌事務)	(スポーツ振興課の分掌事務)
第9条 スポーツ振興課においては、次の事務をつかさどる。	第9条 スポーツ振興課においては、次の事務をつかさどる。
(1)～(6) 〔略〕	(1)～(6) 〔略〕
(7) 体育館、新体育館、ライフル射撃競技場、総合運動公園有料公園施設、宮崎港マリーナ施設（艇庫、ディンギーヤード及びディンギー船揚場に限る。）及びスポーツ指導センターに關すること。	(7) 体育館、新体育館、ライフル射撃競技場、 <u>プール、山之口陸上競技場、山之口投てき練習場</u> 、総合運動公園有料公園施設、宮崎港マリーナ施設（艇庫、ディンギーヤード及びディンギー船揚場に限る。）及びスポーツ指導センターに關すること。
(8)～(10) 〔略〕	(8)～(10) 〔略〕

(人権同和教育課の分掌事務)	(人権同和・生徒指導課の分掌事務)
第11条 人権同和教育課においては、次の事務をつかさどる。	第11条 人権同和・生徒指導課においては、次の事務をつかさどる。
(1)～(4) [略]	(1)～(4) [略]
(スポーツ指導センターの所掌事務)	(スポーツ指導センターの所掌事務)
第16条 スポーツ指導センターにおいては、次の事務をつかさどる。	第16条 スポーツ指導センターにおいては、次の事務をつかさどる。
(1)～(4) [略]	(1)～(4) [略]
(5) 体育館、新体育館、ライフル射撃競技場及び総合運動公園の利用者の体育及びスポーツの指導に關すること。	(5) 体育館、新体育館、ライフル射撃競技場、プール、山之口陸上競技場、山之口投てき練習場及び総合運動公園の利用者の体育及びスポーツの指導に關すること。
(6) 体育館、新体育館、ライフル射撃競技場及び総合運動公園有料公園施設の管理に關すること。	(6) 体育館、新体育館、ライフル射撃競技場、プール、山之口陸上競技場、山之口投てき練習場及び総合運動公園有料公園施設の管理に關すること。

附 則
(施行期日)
1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(準備行為)
2 プール、山之口陸上競技場及び山之口投てき練習場を供用するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。